

特別講演「改正労働安全衛生法の施行と行政施策の推進」

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課調査官 安達 栄

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応するため、労働安全衛生法が平成26年6月に改正されたので、その主な改正内容等について紹介する。

1 ストレスチェック及び面接指導の実施(平成27年12月1日施行)

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等によるストレスチェックの実施を事業者には義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

2 化学物質のリスクアセスメントの実施(平成28年6月1日施行)

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質を新たに取り扱うなどの場合、リスクアセスメントの実施を事業者の義務とする。

3 重大な労働災害を繰り返す企業への対応(平成27年6月1日施行)

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。
- 計画作成指示に従わない場合などは、大臣が勧告し、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

4 労働安全衛生に関する優良企業公表制度

- 労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により企業名を公表するなど、認定企業の社会的な認知を高め、多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促すための制度を平成27年6月からスタート